

## 群馬県後期高齢者医療広域連合パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関して必要な事項を定めることにより、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の重要な政策等（以下「計画等」という。）の形成過程において、広く一般の意見を求める機会を確保し、透明性の向上を図り、もって住民等の参画による開かれた広域連合行政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 広域連合が計画等を策定するに当たり、その案（計画等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）をあらかじめ公表し、広く住民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する広域連合長の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 住民等 次に掲げるものの総称をいう。
  - ア 広域連合の区域内に住所を有する者
  - イ 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 広域連合の区域内に存する学校等に在学する者
  - オ パブリックコメント手続を実施する計画等に利害関係を有すると認められるもの
  - カ その他広域連合長が必要と認めるもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる広域連合の計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広域計画その他議会に付すべき計画等の議案
- (2) 広域連合長の定める広域連合の基本的政策に係る計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の実施が必要であると広域連合長が認めるもの

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、

パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 法令及び条例に基づき策定する計画等で、当該法令及び条例に住  
民等からの意見等の聴取に関する手続が定められている場合
- (2) 緊急に計画等を定める必要があるため、パブリックコメント手続  
を実施することが困難である場合
- (3) 住民等の意見等を考慮することについて広域連合長に裁量の余地  
がないと認められる場合
- (4) 内容が軽微なものである場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、パブリックコメント手続を実施しな  
いことについて合理的な理由があると認められるとき。

(公表)

第5条 広域連合長は、パブリックコメント手続を実施する場合は、計画等  
の案を決定する前の適切な時期に、できるだけ多くの住民等が知ることが  
できる方法により当該計画等の案を公表しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による公表に併せて当該計画等の案の説明に  
必要な資料を適宜作成し、これを公表するものとする。この場合において、  
当該資料は住民等が計画等の案について容易に理解できるものとするよ  
うに努めなければならない。

3 前2項の規定による公表は、広域連合長が指定する場所での閲覧及び配  
布並びに広域連合のホームページへの掲載の方法により行うものとする。

4 広域連合長は、パブリックコメント手続を実施するに当たっては、必要  
に応じ、当該パブリックコメント手続の実施について周知するよう努める  
ものとする。

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出期間は14日以上とし、広域連合長が定める。ただし、  
広域連合長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 広域連合長は、意見等の提出先、提出期間、提出方法その他意見等の提  
出に係る必要な事項について、計画等の案を公表するときに明示しなけれ  
ばならない。

3 広域連合長は、住民等が意見を提出する際には、その住所、氏名等を明  
らかにするよう求めるものとする。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 広域連合長は、提出された意見等を十分に考慮して、計画等につい  
て意思決定を行うものとする。

2 前項の場合において、広域連合長は、提出された意見等の概要とこれら

に対する広域連合長の考え方を公表するとともに、計画等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、意見等のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、広域連合長の考え方を公表しないことができる。

(個人情報保護等)

第8条 広域連合長は、収集した個人情報について群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年群馬県後期高齢者医療広域連合条例第5号）に従って適切に取り扱わなければならない。

2 広域連合長は、住民等から提出された意見等に群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年群馬県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第6条各号に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。